

# 常陸大宮市有機農業推進計画

令和4年3月

常 陸 大 宮 市

## 【目次】

第1 常陸大宮市有機農業推進計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 推進計画の位置付け	2
3 有機農業の定義	2
4 計画期間	3
第2 有機農業の現状と課題、アンケート結果	
1 現状	4
2 課題	4
3 アンケート結果	5
第3 有機農業推進の基本的な考え方	
1 本市の農業環境等に即した有機農業の推進	11
2 推進計画の目標	12
第4 有機農業推進に向けた各種の方策	
1 有機農業者等の育成・定着支援	13
2 有機農業に関する技術的な支援	14
3 有機農産物の流通販売・消費の促進	15
4 有機農業に対する理解の促進	16
第5 計画の推進体制等について	17
○ 参考資料	18

# 第1 常陸大宮市有機農業推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

農業は、安定した食料の生産及び供給や、自然環境の保全及び水資源のかん養など、多面的にわたる機能を有しています。

一方では、近年において、例えば、化学肥料や農薬の過剰な使用による河川等の水質悪化などが見受けられるとともに、農業生産がもたらす環境負荷への懸念や、安全・安心な食品を求める消費者などの意識の高まりが見られます。

このような中、平成18年12月には、環境と調和のとれた農業生産の確保、消費者の安全かつ良質な農産物ニーズに応えるため、「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」）が制定され、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じられていくこととなりました。

また、平成26年6月には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、生物多様性の保全など多面的機能の向上を図る取組が促進されています。

さらに、農業の環境負荷軽減と生産基盤強化を目指す中長期的な政策方針として、「みどりの食料システム戦略」において、有機農業を拡大する方針などが打ち出されました。

このようなことを踏まえ、本市では、「持続可能な社会の実現」に向けた取組のひとつとして、有機農業の現状や課題等を明らかにした上で、有機農業に関する受入体制の整備や定着、拡大に向けた支援など、有機農業の取組推進を図るとともに、新規就農者の増加や、教育及び福祉などとの連携、さらには、将来的な常陸大宮市における交流人口の増加、企業及び子育て世代等の呼び込みに向けた取組の観点や方向性も視野に入れて「常陸大宮市有機農業推進計画」を策定します。

○ 常陸大宮市として、社会的な課題の解消（持続可能な社会の実現）に向けた取組を展開します。

○ 常陸大宮市として、中山間地域における農業の振興（付加価値のある農産物生産）を図ります。



◇ 常陸大宮市「有機農業推進計画」策定及び関係機関と連携した取組の推進

## 2 推進計画の位置付け

有機農業推進法に定める基本理念等に基づく推進計画として、本市が進めようとする有機農業推進の基本的な考え方や推進施策、実施する具体的な取組及び方向性を示すものとして位置付けて策定するもので、この計画は、本市における有機農業の推進に当たり、農業者をはじめ、消費者や流通・販売団体、関係機関等と連携して有機農業を具体的に推進するための計画とします。

また、この計画は、市の有機農業の推進に当たり、進むべき方向と基本施策、重点事業等を明らかにするもので、その役割は次のとおりです。

- 常陸大宮市の総合計画（基本計画）において施策に掲げている「活力ある農業の振興（特色ある農業の振興）」の具体的な取組計画となるものです。
- 農業者、消費者、流通・販売関連事業者、関係団体及び市民に、市農政の方向性を示すことで、参画と協働による取組の指針等となるものです。
- 国や県などの関係機関に対して、市農政の取組等を示すとともに、各種の施策に対する支援及び協力により計画の実現を促進するものです。

## 3 有機農業の定義

有機農業推進法第2条において、有機農業とは、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

この推進計画においても、「有機農業」とは、有機農業推進法に準拠するものとし、有機農産物の日本農林規格（有機JAS）に規定する生産方式に限定することなく、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行う農業とします。

(参考)

### □ エコファーマーの認定

- ・ 持続農業法に基づき「持続性の高い農業生産方式」の計画を作成し、県の認定を受けた農業者  
⇒「土づくり」「化学肥料低減」「化学農薬低減」の3つの技術を一体的に取り組む

<例>

- ①良質な堆肥などの施用、緑肥作物の利用等
- ②有機質肥料の施用、肥料成分の溶け出す速度を調節した肥料の施用等
- ③温湯種子消毒、機械除草、生物農薬利用等

### □ 特別栽培農産物の認証

- ・ 化学合成農薬や化学肥料を削減するなど、一定の条件を満たして生産された農産物(県が認証)

<例>

～ 双方を50%以上減らして栽培 ～

- ◆ 削減対象農薬の使用回数が、慣行的に行われている使用回数 ⇒5割以下
- ◆ 化学肥料の窒素分量が、慣行的に行われている使用量 ⇒5割以下

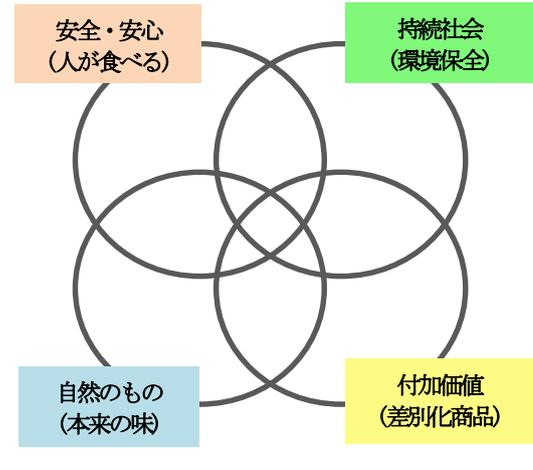
□ 有機農業

- ・ 化学的に合成された肥料 及び農薬を使用しないこと並びに 遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業  
(→化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない)

□ 有機農産物

- ・ 有機JAS 認定事業者（農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関から認定を受けた生産者）が生産した農産物  
[JAS法で定められた生産方法]

■ 有機農業の多様な取組



□ 農業生産の形態等 (イメージ図)

(慣行的に行われている栽培)

( ◇ 環境にやさしい農業 )

◇ 特別栽培

◇ 有機農業

#### 4 計画期間

この推進計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化等に的確に対応するため、農業を取り巻く社会情勢や状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しの必要性や時期等を適宜検討することとします。

## 第2 有機農業の現状と課題、アンケート結果

### 1 現状

本市では、総農家数が 3, 065 戸（令和2年2月1日現在：農林業センサス）となっております。一方で（令和2年度末現在）、堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬使用の低減を一体的に行う「環境にやさしい農業」の実践者であるエコファーマーとして認定を受けている農業者は 64名、また、生産された農産物が、地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）と比較して、節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下での栽培による「特別栽培農産物」の認証を受けている者は19名、1, 506a、さらに、有機農業者は7名、1, 480a で、有機 JAS 認定農業者については1法人、550a の状況です。

現在、有機農業については、新規参入志向者や、就農年数が短い農業者などが興味を持ち有機農業への転換を希望する傾向にあるという特徴もありますが、有機農業の栽培技術に関しては、これまで一部の有機農業者等の経験や工夫等に基づいて行われているものであり、安定した収量や品質を確保するための技術が確立していないという実態や、気象等にも影響される中で、有機栽培の取組を始めるに際しては不安が危惧されている側面もあります。

さらに、有機農業者等にとっては、消費者との結びつきが弱い、また、栽培規模が少量ロットで安定的には供給できないなどの理由により販売に苦慮している現実や、消費者においても、有機農産物が慣行的に行われている栽培による農産物より割高であることから、低価格の農産物を購入する傾向にあります。一方、販売先については、直売所での販売や生協への契約販売、消費者への宅配等を中心にいくつかの出荷先を組み合わせるなど、有機農業者が独自に開拓している実態もあります。

なお、慣行的に行われている栽培による農業と有機農業の関係については、有機栽培技術の習得不足による雑草や病害虫防除対策等の遅れに伴う周辺ほ場への影響や、逆に、慣行的に行われている栽培による農業のほ場から有機農業へのほ場への農薬の飛散等、相互に疑問視する声などもあります。有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、生物多様性の保全に資するものであるといった理解については、未だ十分とは言えない状況にあります。

### 2 課題

生産者側においては、以下のことが課題として挙げられます。

- ①施肥・土づくりに係る生産コストの削減
- ②雑草除去作業や病害虫などの対策に係る労力の省略化
- ③条件等により異なる環境に合わせた栽培マニュアルの整備と安定した収量の確保
- ④生産物に対する販売価格の設定と販路開拓

消費者側においては、以下のことが課題として挙げられます。

- ①有機農業が環境への負荷を低減するなどの機能を持つことへの理解

- ②有機農業が慣行的に行われている栽培に比べ、労力やコストがかかることについての理解
- ③購入する際における「環境に配慮した商品」との認識

これらの課題等の結果、有機農業により生産される農産物は、コストに見合った価格では販売が出来ないことを含め、農業経営として成り立ちにくいことや、取組拡大につながらないといったことも課題になっています。

また、本市の有機農業は一部の農業者や団体の取組によって独自に行われている状況で限定的であり、農業者が有機農業に取り組みやすい環境の整備や、消費者が有機農産物を入手しやすいといった環境の整備、さらには、後継者不足の解消のためにも、若い人が新規で農業に取り組みたいと思えるような魅力づくりも課題と考えられます。

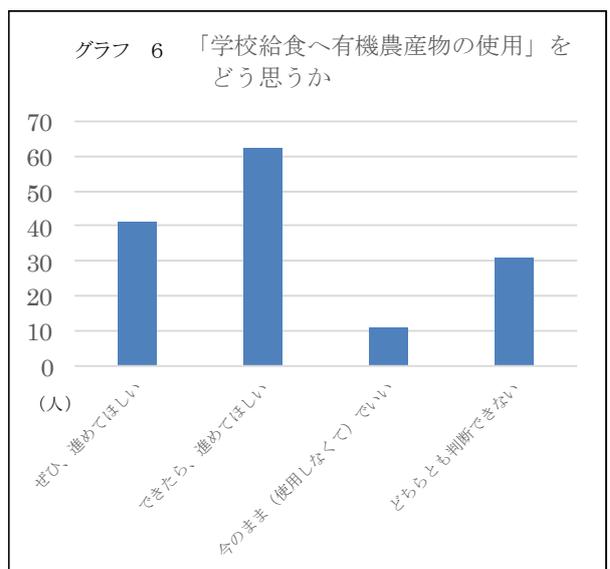
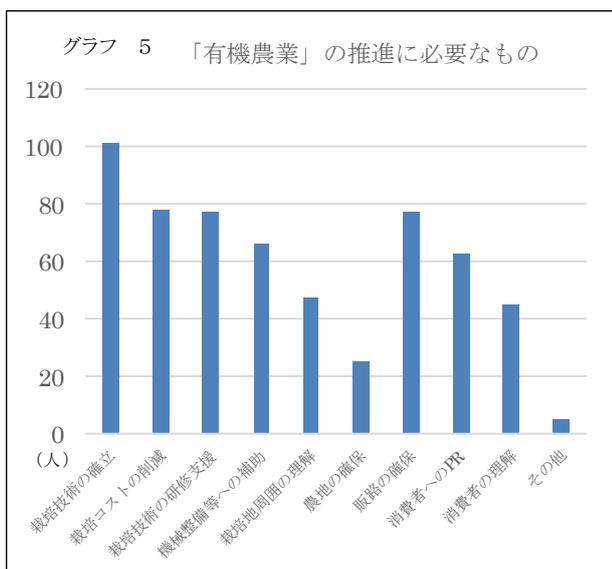
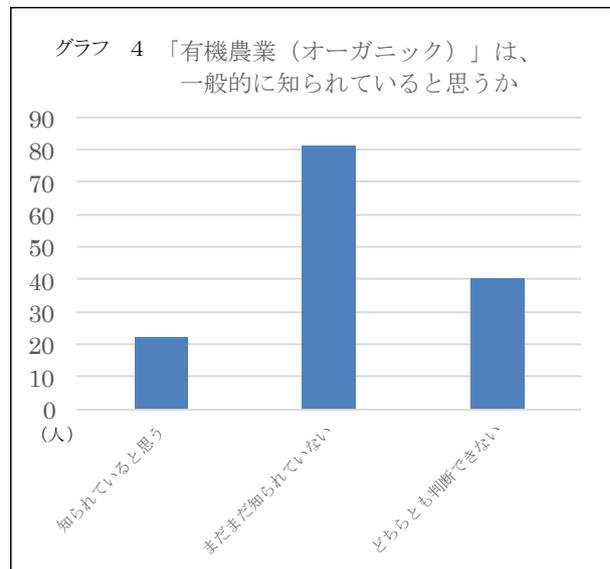
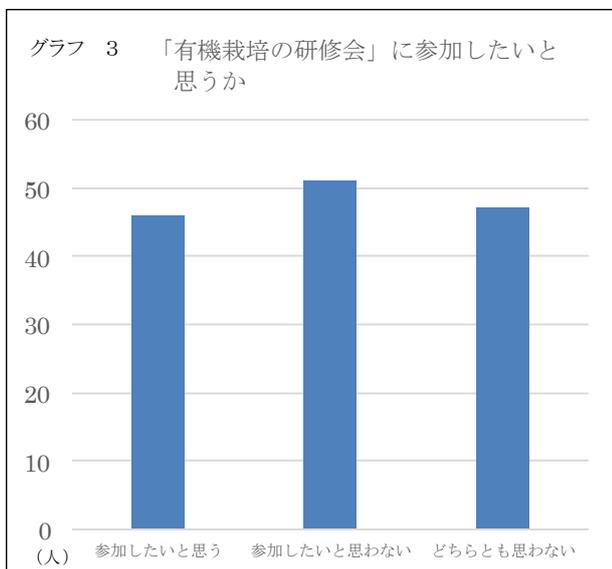
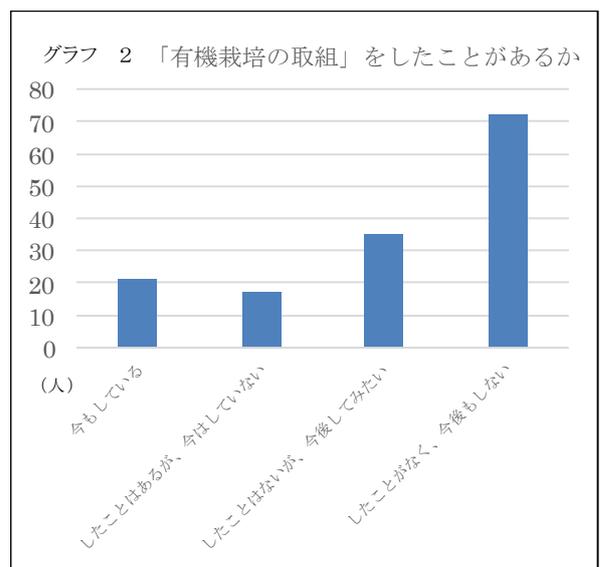
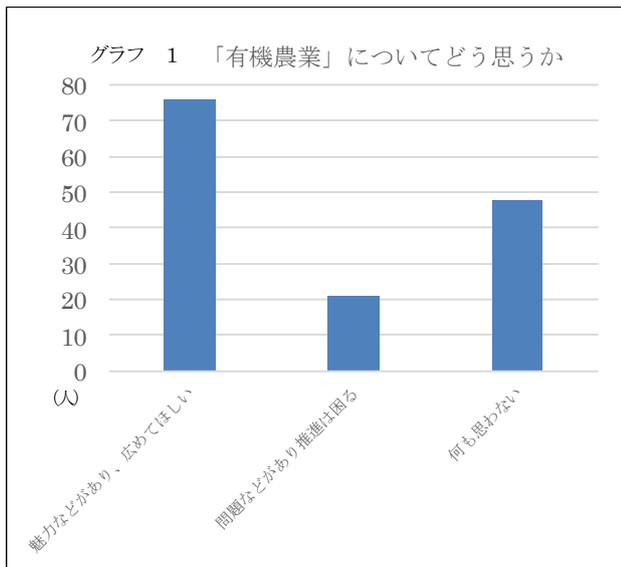
### 3 アンケート結果

本市では、市民参加型の推進計画の策定を進めるため、農業者、流通販売事業者及び消費者に対してのアンケートを実施しました。また、加えて、エコファーマー等へのアンケートについても実施しました。アンケートは、令和3年10月から11月にかけて郵送により調査し、合計で450名（調査対象801：回収率56%）の方々から協力を得ることができました。

調査結果のうち、主なものとしては、次のとおりです。

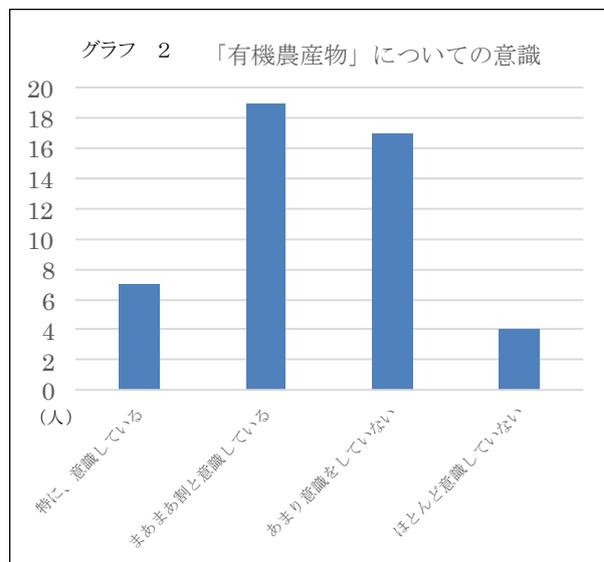
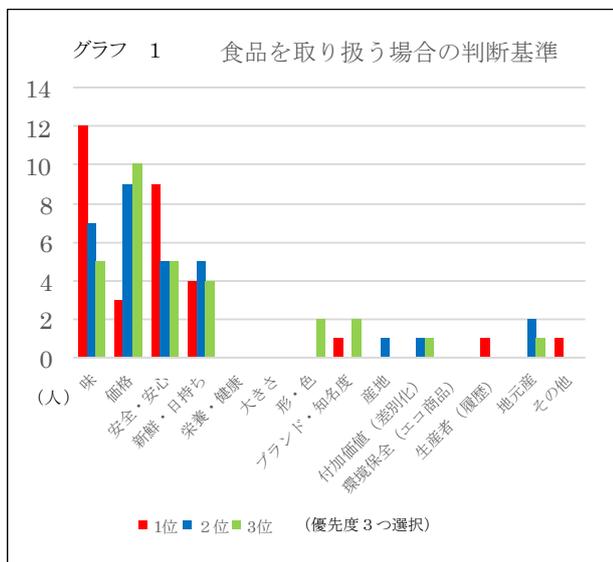
#### 【農業者へのアンケート結果】（配布数：300、回収数：146）

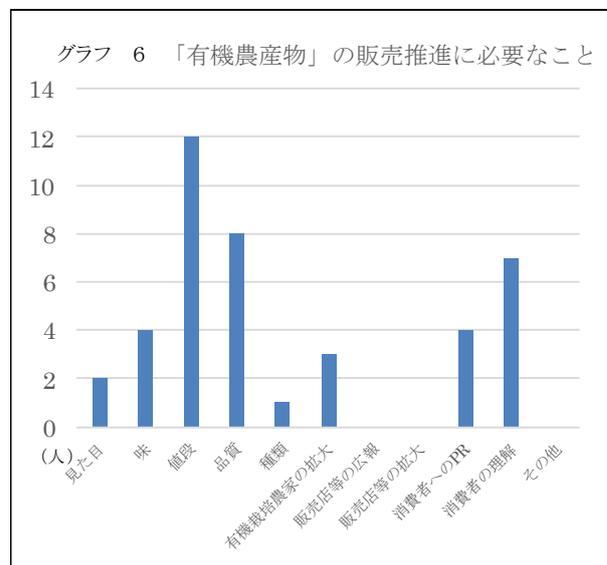
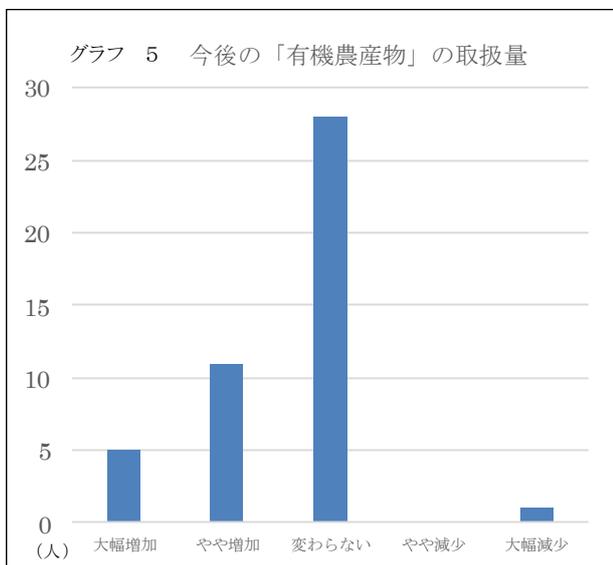
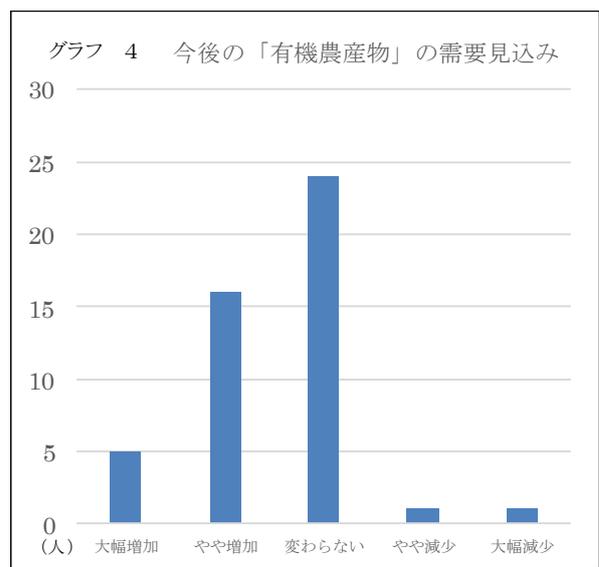
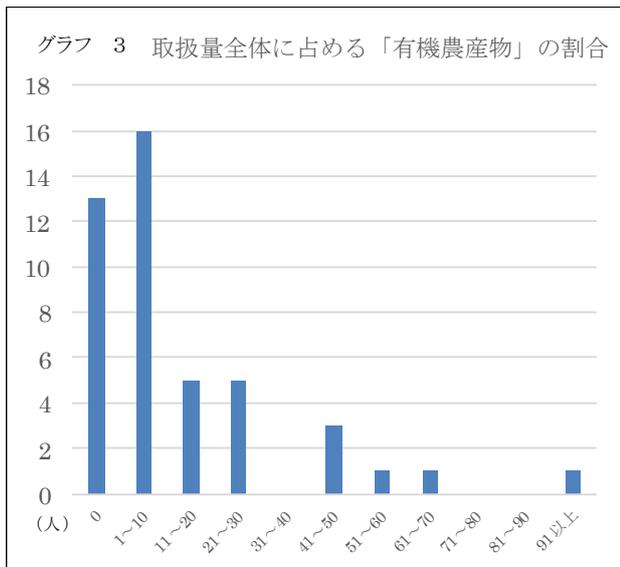
- ・有機農業に関しては、回答者のうち半数の方々から、「魅力があり、広めて欲しい」といった意見があり、また、有機農業の取組に関しては、「したことがなく、今後もしない」といった意見が半数近くありました。（グラフ1、グラフ2）
- ・有機栽培の研修会への参加については、3分の1近くの方から「参加したい」との意見がありました。（グラフ3）
- ・有機農業が一般的に知られていると思うかの質問に対しては、半数以上の方々から、「まだまだ知られていない」との意見がありました。（グラフ4）
- ・有機農業の推進には、何が必要だと思うかの質問に対しては、「栽培技術の確立」が最も多く、続いて「栽培コストの削減」や、「栽培技術の研修支援」、「販路の確保」などの意見がありました。（グラフ5）
- ・学校給食への有機農産物の使用については、「出来たら、進めて欲しい」という意見が最も多く、「ぜひ、進めて欲しい」も含めると、約7割の方々から「進めて欲しい」との回答でした。（グラフ6）



【流通・販売事業者へのアンケート結果】（配布数：108、回収数：48）

- ・食品を取り扱う場合の判断基準に関しては、「味」が最も多く、続いて「価格」や「安全・安心」などの意見がありました。（グラフ1）
- ・有機農産物について意識しているかという質問については、「意識している」と「意識していない」との意見が、ほぼ均等の結果でした。（グラフ2）
- ・有機農産物の取扱いについて、現在においては、多くの回答が「1割以下」でありました。（グラフ3）
- ・今後の有機農産物の需要や、消費者の有機農産物の購買意欲の見込みに関しては、今後において「増加」傾向が見られ、「減少」との回答は僅かでした。（グラフ4）
- ・今後の有機農産物の取扱の見込みについても、今後において「増加」傾向が見られ、「減少」との回答は僅かでした。（グラフ5）
- ・有機農産物の販売推進には、何が重要だと思うかの質問に対しては、「値段」が最も多く、続いて「品質」、さらに「消費者の理解」などの意見がありました。（グラフ6）

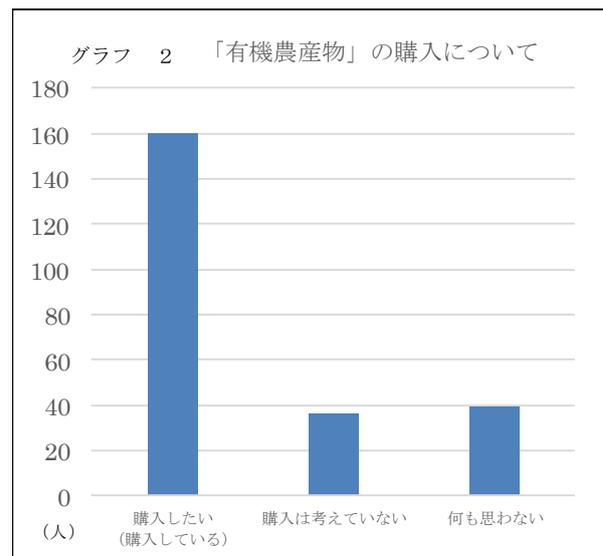
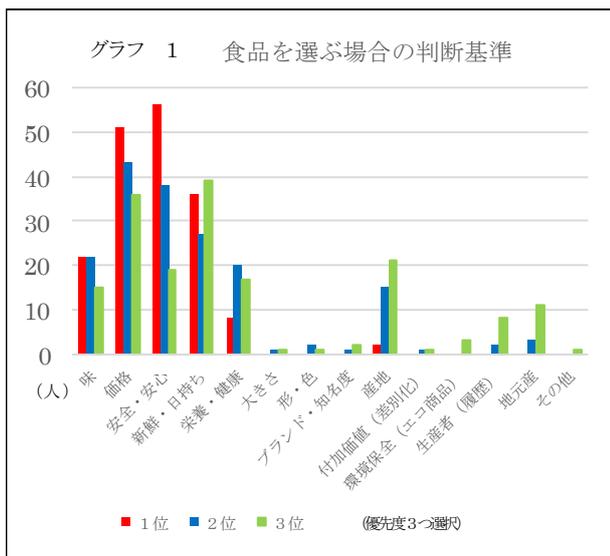


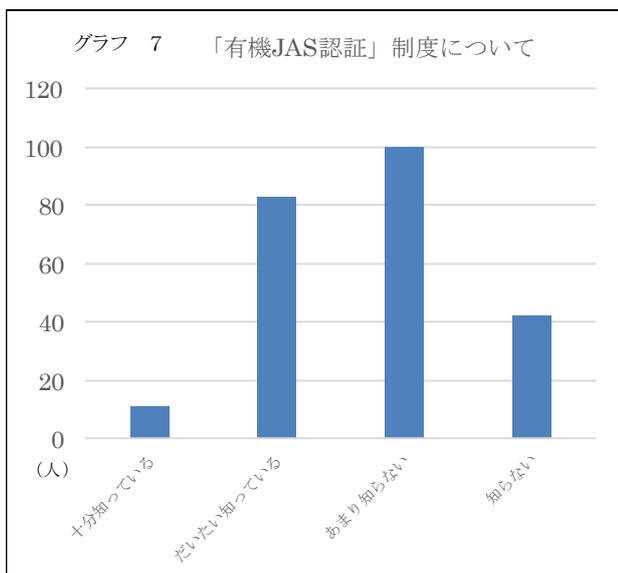
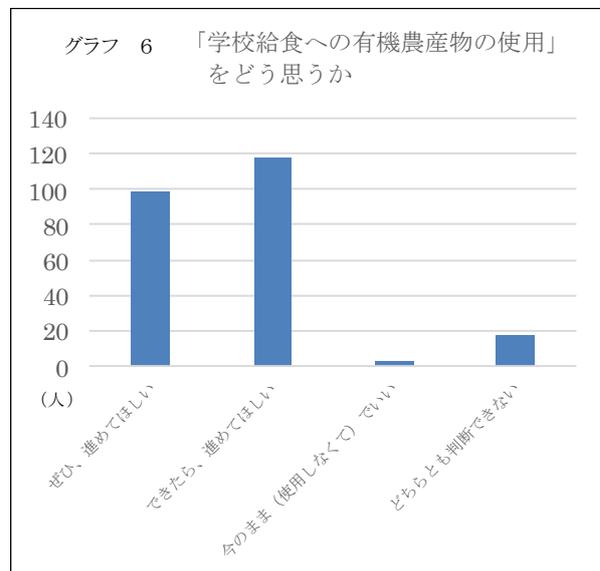
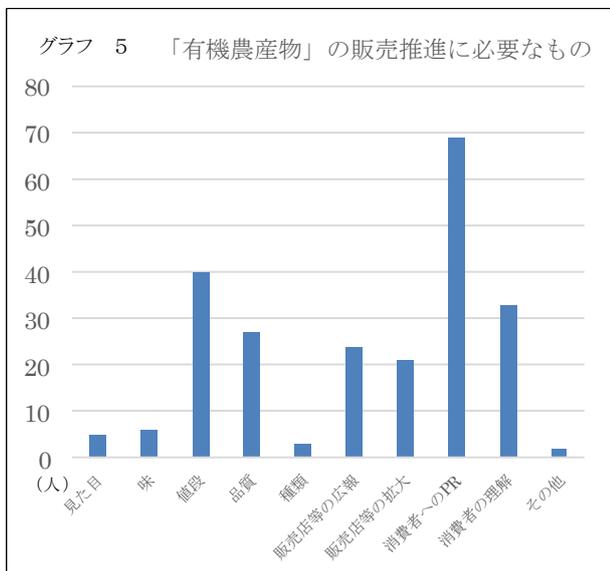
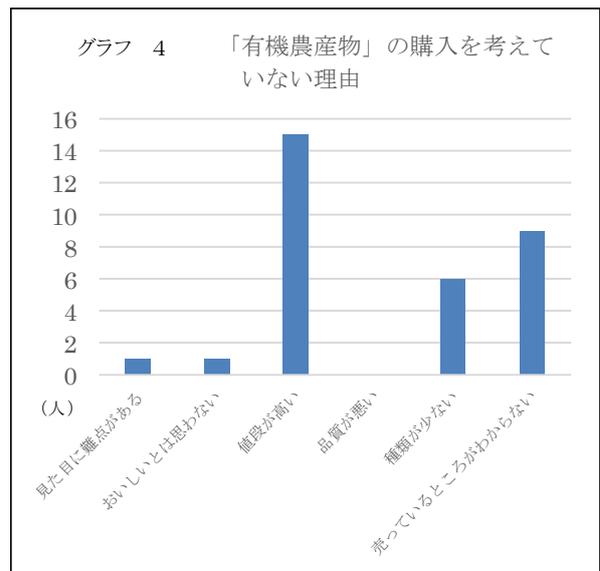
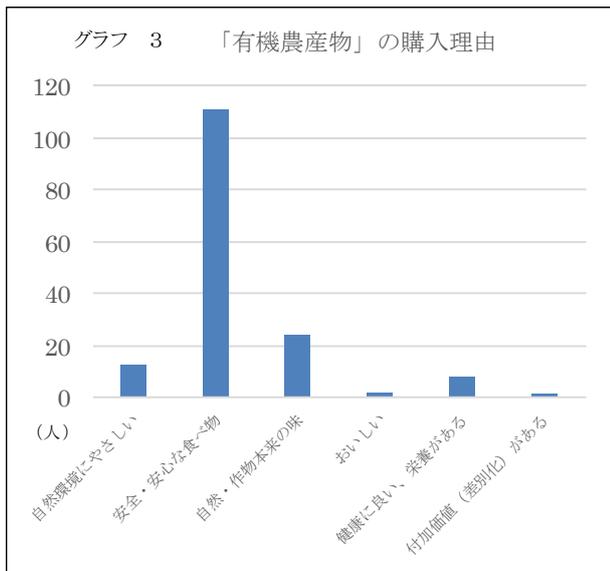


【消費者へのアンケート結果】（配布数：327、回収数：239）

- ・食品を選ぶ際の判断基準に関しては、「安全・安心」が最も多く、続いて「価格」や「新鮮・日持ち」などの意見がありました。（グラフ1）
- ・有機農産物の購入については、7割近くの方が「購入したい・購入している」との意見でした。（グラフ2）
- ・購入したい・購入している理由としては、多くの意見が、「安全・安心な食べ物」とのことでした。（グラフ3）

- ・購入を考えていない理由としては、「値段が高い」という意見が最も多く、続いて「売っているところがわからない」との意見がありました。(グラフ4)
- ・有機農産物の販売推進に、何が必要だと思うかの質問に対しては、「消費者へのPR」が最も多く、続いて「値段」や「消費者の理解」などの意見がありました。(グラフ5)
- ・学校給食への有機農産物の使用については、「出来たら、進めて欲しい」という意見が最も多く、「ぜひ、進めて欲しい」という意見も含めると、約9割もの方々が、「進めて欲しい」との回答でした。(グラフ6)
- ・有機JAS認証の制度については、「あまり知らない」という回答が最も多く、「知らない」も含めると約6割の方々となり、依然として、有機JAS認証制度についての認知度が低いという結果になりました。(グラフ7)





(まとめ) 今回のアンケート調査を通して、次の傾向があること、また、対策等が必要であることが、わかりました。

○農業者において、有機農業について「魅力があり、広めて欲しい」との気持ちがあるが、自分自身は「したことがなく、今後もしない」との考えがある一方で、「有機栽培の研修会には参加したい」等、(有機農業に関して) 関心があること。また、有機農業を推進するのに必要なこととして、多くの方々が、「栽培技術の確立」を挙げており、今後において、取組推進を図る上では、「栽培技術の支援強化」が重要であること。

○流通・販売事業者においては、多くの方々が、有機農産物に関しては、現在の取扱いが「1割以下」であるが、一方で、「後は増加傾向」との意見があることから、今後、これまで以上に、有機農産物の需要が増加することが見込まれ、有機農産物の生産を推進する必要があること。

○消費者においては、「購入したい」との気持ちはあるが、「売っているところがわからない」との意見や、「有機JASをあまり知らない」という回答も多く、このため、消費者への理解を得るための工夫した情報発信等が欠かせないこと。さらに、多くの方々から、「学校給食へ有機農産物の使用を進めて欲しい」との意見があり、実現化に向けた検討が必要であること。

### 第3 有機農業推進の基本的な考え方

#### 1 本市の農業環境等に即した有機農業の推進

有機農業は小規模な農地であっても、良質な農産物の生産が可能で、付加価値をつけて生産・販売ができることから、新規就農者の参入もあります。また、慣行的に行われている栽培による農業からの転換希望者も存在することなどから、有機農業技術の高度化を図り、就農希望者や慣行的に行われている栽培による農業からの転換希望者への研修支援などを進めて生産者の増加を図ることが重要であると考えられます。

さらに、豊かな自然環境を将来にわたって維持し、農業がその維持等に資するためには、有機農業における自然循環機能や多面的機能を最大限に発揮しつつ有機農産物を生産するとともに、消費者の有機農業への理解を進めることが必要であることから、生産者間のネットワーク化の働きかけや、生産者、消費者及び実需者がつながりを持ち、連携を図って有機農業を着実に推進していくことが重要であると考えられます。

なお、農業者その他関係者等の自主性の尊重を図りながら、有機農業が環境に調和する農業生産という側面だけでなく、食の安全・安心の確保や、子供たちへの食育の推進、地域の振興や活性化などの取組を含めた総合的な推進も重要であると考えています。

特に、学校給食に地元の農産物を使用することで関心がより高まるとともに、情報に関しては、

大人だけでなく、子供たちの発信力にも大きなものがあり、学校を通して様々な取組等も考えられます。また、販売においては価格設定が求められますが、一方で、消費者においては見た目では違いがわからないことから、説明等の工夫も必要であるとともに、市報による情報発信の強化と併せて、実際に、有機栽培の体験や、有機農産物を飲食する機会の創出も必要不可欠な取組であると考えています。

以上のことを踏まえ、本市における有機農業の現状と課題を把握するとともに、有機農業推進法における基本理念等に沿って、有機農業の推進を図るために、次の4項目の施策の展開方向を定めて、有機農業に関する取組を支援します。

- ①有機農業者等の育成・定着支援
- ②有機農業に関する技術的な支援
- ③有機農産物の流通販売・消費の促進
- ④有機農業に対する理解の促進

なお、生産条件の不利な中山間地域等を多く抱える本市においては、規模拡大による競争力の強化だけではなく、農産物の高付加価値化に加え、魅力ある農業や、オーガニックによる地域の発展という観点からも有機農業の推進が重要であると考えています。また、現在、県などの関係機関と連携して、「オーガニックステップアップ事業」を三美地区において展開しているところであり、三美地区を有機農業推進のモデル地区と位置付けて重点的に取組を進めるとともに、今後、各分野・各方面とのネットワーク化等を図ることにより、市内全域への取組の拡大を図ります。



## 2 推進計画の目標

計画を具体的に進めることにより、市内において、生産者が有機農業に取り組みやすい環境を整えるとともに、消費者が有機農業により生産される農産物を入手しやすい環境づくりを進め、さらに、市における各種の計画や施策等を含め一体的な推進につながるように、計画目標を次のように設定し、推進します。

### ○有機農業に取り組む農業者に向けた支援

有機農業の定着が進まない理由として、生産技術の習得や、労力に見合った生産性の確保における困難さがあると言われています。このため、有機農業を目指す新規就農者や慣行的に行われている栽培による農業からの転換を希望する農業者に対し、有機農業先駆者及び関係

機関と協力し、就農に関する移住も含めた幅広い相談や情報提供を行うことにより、有機農業者の増加を目指します。

#### ○有機農業の栽培技術確立に向けた支援

農薬や化学肥料に頼らずに、雑草や病害虫等による品質や収量の低下を起こさせない技術を確認することは、農業者が容易に有機農業を進めるために重要となっています。このため各関係機関と連携・協力し、有機農業に関する研修会や栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受入れ先の情報提供を行い、高品質かつ安定的な収量確保等ができる生産技術の確立を目指します。

#### ○農産物の販路の確保

有機農業者の経営の安定化を図るためには、栽培した有機農産物の販路等を確保することが不可欠であることから、直販、宅配、契約販売、農産物直売所や農協、生協、市場出荷等の販売及び出荷方法について、成功者の事例を参考にするとともに、流通、販売業者等と生産者が交流を図ることを通して販路開拓・確保を目指します。

#### ○有機農業に対する消費者の理解の増進

有機農業については、消費者の理解と協力を得ながら推進することも重要ですが、有機農業及び有機農業により生産される農産物に対する消費者の理解は十分とは言えない状況にあります。このため、生産者と消費者が交流し、有機農業と触れ合う機会を創出することを通して、有機農業が生物多様性の保全や、環境負荷を低減する環境に配慮した農業であることへの消費者の理解の増進を目指します。さらに、有機農業に対する社会的な取組への理解の促進を図るため、有機農業が2050年ゼロカーボン達成や、SDGs（持続可能な開発目標）の取組等に貢献することへの理解を深める取組の一つとして、学校給食等における有機農産物の使用の実施を目指します。

## 第4 有機農業推進に向けた各種の方策

### 1 有機農業者等の育成・定着支援

有機農業に取り組むに当たり、初めから経営全体を有機農業のみで取り組み始める場合には様々な課題もあることから、慣行的に行われている栽培からエコファーマー、特別栽培、有機農業へと段階的に取り組むような手法もあります。また、慣行的に行われている栽培を既に行っている農業者については、経営の全体を有機農業に転換するのではなく、経営の一部（品目ごと）から段階的に導入していくような取組手法もあります。そのため、関係機関と協力し、有機農業の技術や知識等を習得するための研修会や現地検討会、視察研修等を開催し、有機農業を目指す農業者や新規参入者への支援を図ります。

具体的には、有機農業は、生産技術の習得、労力に見合った生産性の確保等の困難さがあり、定着の足かせともなっていることから、有機農業を目指す新規就農者及び慣行的に行われている栽培による農業からの転換を希望する者に対し、有機農業先駆者並びに関係機関と協力し、就農相談や情報提供を行うことにより、有機農業者の拡大を進めます。また、有機農業で生産される農産物の安定的な生産の確立を図るとともに、国や県による事業の活用を図りながら、有機農業に必要な機械・施設の整備の支援や、農地が必要な場合は、農地中間管理機構の活用や農業委員会等を通じて農地の情報提供、市外からの参入者等には、関係機関と連携して、住宅（空き家活用）等の情報提供や、農の雇用事業などの各種支援策も活用しながら取組定着の支援を進めます。さらに、有機農業者や、有機農業の推進に取り組む関係団体等の協力を得て、地域における有機農業の振興を図ります。

なお、取組を進める上では、有機農業に関する多様な農業者の考え方を尊重するとともに、多様な取組を支援します。また、有機農業への新規の取組を支援するとともに、取組の継続や拡大等について推進を図るために、有機農業推進モデル地区設定により重点的に支援しながら、ネットワークの構築等により市内全域における取組の拡大を図ります。

◇ 有機農業者等の育成・定着支援 [例示]

- ・ 市内への新規参入者への支援(農地・住宅に関する情報提供等)
- ・ 有機農業に必要な機械・施設の整備支援(補助事業の活用等)
- ・ ネットワーク等の構築により、取組の拡大
- ※ モデル地区設定等により、重点的に支援



## 2 有機農業に関する技術的な支援

有機農業においては、農業者独自の技術を用いて安定的に有機農産物を生産している農業者がいる一方、栽培技術に悩みを抱えながら取り組んでいる農業者もいます。このため、農業者が有機農業に容易に取り組めるようにするためには、既に一定の成果をあげている有機農業先駆者や関係機関に協力を得ながら、有機農業に関する栽培技術の情報提供をする必要があります。このため、有機農業者等との意見交換会を開催するとともに、有機農業者間の情報交換や情報の共有化を促し、有機農業に取り組みやすい環境の創出に努めます。また、有機農業者や関係機関と連携を図りながら、技術体系の構築等に努めます。

具体的には、有機農業は、地域資源の活用や自然の摂理を活かし行う栽培のため、気象状況や病害虫の影響を非常に受けやすく、また、個々の農家の工夫により栽培されてきた面なども多分

にあり、個別の技術を総合的に行うことにより成り立っているのが実態でもあります。このため、有機農業を推進するに当たっては、技術的な支援をはじめとした関係機関が連携した取組の展開が必要不可欠であり、高品質かつ安定定な収量の確保ができる生産技術等の確立を図るために、耕畜連携の取組による堆肥の供給や、土壌診断に基づく健全な土づくりのための研修会の実施、各関係機関と連携・協力した有機農業に関する研修会及び栽培技術に関する講習会等の開催や、研修受け入れ先の情報提供をはじめとした研修システムの体系化等を行います。

さらに、農業者が有機農業に取り組みやすくするために、成果等をあげている有機農業者や、科学的知見に基づく有機栽培技術のマニュアル作成を進めている農業改良普及センター等の関係機関と連携し、有機農業者間等の情報交換や情報共有を促す環境づくりを行うとともに、本市の気象条件や立地条件等に適した技術体系を構築し、情報提供等の実施を行います。

◇ 有機農業に関する技術的な支援 [例示]

- ・ 耕畜連携の取組による堆肥供給、土壌診断に基づく土づくり等
  - ・ 有機農業に関する研修会、栽培技術に関する講習会等
  - ・ 有機農業者等との意見交換会、研修受け入れ先の情報提供等
- ※ 本市の環境に適した栽培技術等の支援



### 3 有機農産物の流通販売・消費の促進

有機農業により生産された農産物の販売が進まない場合には、農業経営の面で支障が出ることから、生産者等の組織化による販売体制の多様化を促し、情報の共有化を行うことにより、有機農産物の流通量増加を支援するとともに、流通を拡大するため直売所等での取扱いを増やし、直売所マップ作成など有機農産物を消費者が購入しやすくする仕組みを支援します。また、広域流通の拡大を図るため、関係機関と連携して、有機農産物を含む県産農産物の商談会などを通じて販路拡大を支援します。さらに、関係機関・団体と連携を図りながら、「食育」、「地産地消」を通じ、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大への取組を推進します。

具体的には、道の駅常陸大宮「かわプラザ」や各農産物直売所、市内飲食店における有機農産物活用の取組や、取扱店及び取扱量拡大への取組、有機農業により生産される農産物の販路確保等のための情報収集及び提供、有機農業により生産される農産物の消費拡大を図るための生産者と各関係機関が連携・協力したPR等の販売促進、さらに、「食育」、「地産地消」の推進により、学校給食等での市内における有機農産物の消費拡大を図ります。

なお、有機農業で生産される農産物の中にも、大きさや形が揃わず、そのために、生鮮食品として店頭に並べるのが難しいものが少なからずあるため、こうした有機農産物を加工して販売に結びつけ農業経営の向上を図る取組についても支援を進めます。

◇ 有機農産物の流通販売・消費の促進 [例示]

- ・ 道の駅 常陸大宮「かわプラザ」、各農産物直売所、市内飲食店における有機農産物の活用、取扱店・取扱量の拡大の推進
  - ・ マップ作成等により、消費者が購入しやすい仕組みづくり推進
  - ・ 「食育」「地産地消」の推進による学校給食等における消費拡大
- ※ 関係機関が連携・協力した販売促進・消費拡大



#### 4 有機農業に対する理解の促進

有機農業の推進に当たっては、市民をはじめ、有機農業に対する理解の促進が重要であることから、有機農業に対する関心を高めるために、生産者と消費者の交流会や料理教室の開催、学校教育における食育の推進や農業体験学習、また、市外の住民との交流の促進なども、有効な手段のひとつであると考えられます。さらに、地域の活性化に資する取組も有効であると考えられることから、有機農業に対する理解の促進のためのイベントの開催や、単に、有機農業による生産振興だけではなく、加工や飲食（オーガニックレストラン）等の分野も含め幅広く、地域ぐるみによる取組にまで広げていく必要があります。

具体的には、市民に身近な道の駅を核とした各種取組及び幅広い事業を展開し、理解の促進を図ります。道の駅において有機農産物の販売を充実させることはもとより、有機農業の取組を見て感じることができるような「有機農業のほ場」等のスペースを道の駅内に整備して、そこで収穫された有機農産物をレストラン等で飲食するといった「有機農業・有機農産物フェア」を開催する等、有機農業への理解や関心が深まる取組を推進します。

また、同ほ場等において、有機農業に関心のある生産者等に向けて技術支援を実施することにより、道の駅で四季折々の有機農産物や栽培状況等を見られるだけではなく、積極的に生産者等を支援する市の取組姿勢を目に見える形で進めることにより更なる有機農業への就農促進等に努めます。

これらの取組や関係団体における活動等の支援を通して、有機農業者等と消費者、児童・生徒、市民、さらには、市外からの呼び込み等も含め、理解の促進を図るとともに、豊かな自然環境のもとで営まれる有機農業に対する理解を深めるために、インターネット等を活用した情報発信やPR活動についても積極的に行います。

なお、関係機関との連携による取組において、教育分野や福祉分野においても、取組の展開を図るとともに、地域の実情や、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに、画一的に進めることのないよう留意して理解の促進に努めます。

◇ 有機農業に対する理解の促進 [例示]

- ・ 道の駅を核とした各種取組及び幅広い事業展開
  - 「有機農業のほ場」等の整備及び「収穫体験」、「有機農業・有機農産物フェア」等の開催（生産者と消費者の交流会、市外の住民との交流促進、飲食、料理教室、各種イベント等）
  - 学校教育における児童・生徒に対する食育、農業体験学習等  
※地域活性化、交流人口の増加等、幅広く取組を促進



～ 参考：有機農業の推進に関連した将来的展望（イメージ） ～

- 交流人口等の呼び込み（交流拠点：オーガニック、グリーンツーリズム）
- 子育て世代等の呼び込み（健康志向からの魅力的な暮らしの創造）
- 民間企業等の呼び込み（持続社会実現に向けた先進的な取組地域への立地・移転）

## 第5 計画の推進体制等について

この推進計画を実施していくためには、有機農業者をはじめ、消費者、農業協同組合、流通・販売関係事業者、県及びその他関係団体等との連携を図りながら、総合的に推進することが必要であると考えられます。このため、本市では、「常陸大宮市有機農業推進連絡協議会」（仮称）を設立し、今後、この協議会において、推進計画に基づく有機農業の推進を図ることとします。

なお、有機農業の推進に関する施策の策定及び具体的な実施に当たっては、有機農業者や、消費者、その他の関係者等の意見や考え方を積極的に把握した上で、関係者において、有機農業に関する様々な情報を共有するとともに、現地調査や意見交換会等の開催、さらに、意見公募手続き（パブリックコメント）の実施により、これらを当該施策への反映に努めます。



## 【参考資料】

### □ 有機 JAS 認証制度

農林水産大臣から許可を受けた登録認定機関（第三者認証機関）が、JAS 法で定められた特別な生産方法（JAS 規格）に基づき生産する者を認定する制度であり、有機農産物等が有機 JAS 規格に適合していると判断されたものに有機 JAS マークを付し、「有機」の表示ができる制度

### □ 有機 JAS 認定事業者

有機 JAS 認証制度に基づき、登録認定機関により認定された生産者及び生産グループ

### □ 有機農産物

有機 JAS 認定事業者が生産した農産物。堆肥等による土づくりを行い、播種又は植付け前 2 年以上及び栽培中に（多年生作物の場合は収穫前 3 年以上）、原則として化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないで生産された農産物

### □ 有機農業（有機農業推進法第 2 条（定義））

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業であり、その取組は、「有機農産物」の表示が可能な取組に限定されることなく、対象は広く捉えている。

### □ 有機農業者

有機農業推進法第 2 条で定義される有機農業（化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業）に取り組む農業者

### □ エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む。）は持続性の高い農業生産方式（堆肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨を受けた農業者

### □ 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性と調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業

□ 慣行的に行われている栽培（慣行農業）

各地域において、農薬、肥料の投入量や散布回数等において相当数の生産者が実施している一般的な農業生産方式による栽培（農業）

□ 特別栽培農産物

生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）と比較して、節減対象農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物